

官公需法に基づく「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について

令和元年9月
中小企業庁

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条第3項に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向け契約目標や中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置事項等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について、毎年度閣議決定しているもの。今年度の基本方針の内容は以下の通り。

1. 国等の中小企業・小規模事業者及び新規中小企業者向け契約目標

(1) 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和元年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約比率が前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として55.1%、契約金額が約4兆3,369億円になることを目指す。

<参考>

※官公需法制定時（昭和41年度）の実績比率は25.9%

	平成30年度実績	令和元年度目標
官公需総額	7兆8,181億円	7兆8,710億円
中小企業・小規模事業者向け契約金額	4兆0,027億円	4兆3,369億円
中小企業・小規模事業者向け契約比率	51.2%	55.1%

(2) 創業10年未満の新規中小企業者向け契約目標

契約比率が前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として3%になることを目指す。

<参考>

平成30年度 契約実績額 745億円 比率 0.95%
(平成27年度～平成30年度 契約比率平均 1.32%)

2. 令和元年度に新たに講ずる主な措置

(1) 地方公共団体と連携した「働き方改革」に関する取組の強化

関係省庁が連携して、地方公共団体等に対して、発注時期等の平準化に必要な取組の共有や要請等を直接行う体制を強化する。

(2) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者を積極的に活用し、受注機会の増大に努める。

(3) 消費税率引き上げによる適正な転嫁

年度途中で税率が10%に変更されることを踏まえ、引上げ前後いずれの状況でも適正な転嫁を確保する。